## Ⅱ ④ 本会議における一般質問(個人質問)の拡大について

検討趣旨	本会議における一般質問について,交渉会派による代表質問以外の一般質問(個人質問)に拡大するのかどうか検討する。
現状	現在,本会議における一般質問については,交渉会派による代表制により行っており,個人質問については認めていない。
根拠法令	【京都市会会議規則】 第90条 議員は、市の一般事務につき、執行機関に質問することができる。 2 質問者は、会議の前日までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。 3 第1項の質問は、日程を終わった後に行う。ただし、市会の同意を得た場合は、この限りでない。
論 点	①個人質問を認めるのかどうか。 ②認める場合は、どのようなルール(人数、時間、発言順位等)により行うのか。また、テレビ中継は実施するのかどうか。 ③認める場合は、各定例会の審議日程にどのように組み入れるのか。 ④認める場合は、代表質問を実施していない2月定例会においても一般質問を実施するのかどうか。
	【他都市の状況】
	代表のみ(4都市) 札幌市,京都市,大阪市,神戸市
参考	他台市,さいたま市,千葉市,川崎市, 横浜市,相模原市,新潟市,静岡市, 浜松市,名古屋市,岡山市,北九州市, 福岡市
	個人のみ(2都市)